

御嶽山火山防災避難計画 新旧対照表

旧	新
<本編> P12 6. 災害対策基本法第 63 条により設定している警戒区域（地獄谷火口から 500m の区域）内を通る剣ヶ峰山頂及び王滝頂上付近の登山道については通行禁止とするが、火山活動の状況、安全対策の整備状況により通行禁止及び施設の閉鎖を解除することがある。 2023 年現在、下記登山道において期間を限定して通行禁止を解除している。 ・黒沢口登山道 黒沢十字路から剣ヶ峰山頂 ・王滝口登山道 9 合目避難小屋から王滝頂上及び王滝頂上から剣ヶ峰山頂、並びに黒沢十字路までの二ノ池トラバース道 ※冬期間については、田ノ原駐車場で入山規制	<本編> P12 6. 災害対策基本法第 63 条により設定している警戒区域（地獄谷火口から 500m の区域）内を通る剣ヶ峰山頂及び王滝頂上付近の登山道については通行禁止とするが、火山活動の状況、安全対策の整備状況により通行禁止及び施設の閉鎖を解除することがある。 2024 年現在、下記登山道において期間を限定して通行禁止を解除している。 ・黒沢口登山道 黒沢十字路から剣ヶ峰山頂 ・王滝口登山道 9 合目避難小屋から王滝頂上及び王滝頂上から剣ヶ峰山頂、並びに黒沢十字路までの二ノ池トラバース道 ※冬期間については、田ノ原駐車場で入山規制
P70 濁河温泉高原スポレクセンター	P70 御嶽濁河高地トレーニングセンター
P72 濁河温泉高原スポレクセンター	P72 御嶽濁河高地トレーニングセンター
P73 濁河温泉高原スポレクセンター	P73 御嶽濁河高地トレーニングセンター
P74 濁河温泉高原スポレクセンター	P74 御嶽濁河高地トレーニングセンター
P75 濁河温泉高原スポレクセンター	P75 御嶽濁河高地トレーニングセンター
P82 国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 山岡 耕春 教授	P82 国立大学法人名古屋大学 山岡 耕春 名誉教授
P83 国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 山岡 耕春 教授	P83 国立大学法人名古屋大学 山岡 耕春 名誉教授
P87 国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 山岡耕春教授 前田裕太講師	P87 国立大学法人名古屋大学 山岡耕春名誉教授 国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 前田裕太講師
P88 国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 山岡耕春教授 前田裕太講師	P88 国立大学法人名古屋大学 山岡耕春名誉教授 国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 前田裕太講師

御嶽山火山防災避難計画 新旧対照表

旧	新
P92 濁河温泉高原スポレクセンター	P92 御嶽濁河高地トレーニングセンター
P110 【避難ルート】 (1) 黒沢口登山道入口から二ノ池山荘までの入山者 → 登山道入口方面へ避難 (緊急避難場所：二ノ池山荘、石室山荘、女人堂、行場山荘、御嶽ロープウェイ飯森高原駅)	P110 【避難ルート】 (1) 黒沢口登山道入口から二ノ池山荘までの入山者 → 登山道入口方面へ避難 (緊急避難場所：二ノ池山荘、石室山荘、女人堂、行場山荘、御岳ロープウェイ飯森高原駅)
P112 (4) 日和田口登山道継子岳以南から 三ノ池までの入山者 → 五の池小屋、二ノ池、黒沢口登山道方面へ避難 (緊急避難場所：二の池ヒュッテ、五の池小屋、二ノ池山荘、石室山荘、女人堂、行場山荘、御嶽ロープウェイ飯森高原駅)	P112 (4) 日和田口登山道継子岳以南から 三ノ池までの入山者 → 五の池小屋、二ノ池、黒沢口登山道方面へ避難 (緊急避難場所：二の池ヒュッテ、五の池小屋、二ノ池山荘、石室山荘、女人堂、行場山荘、御岳ロープウェイ飯森高原駅)
(5) 三ノ池から（二ノ池経由）覚明堂まで（二ノ池から(横道十字路経由)覚明堂上部までも含む）の入山者 → 黒沢口登山道入口又は王滝口登山道田の原方面へ避難 (緊急避難場所：二の池ヒュッテ、二ノ池山荘、石室山荘、女人堂、行場山荘、御嶽ロープウェイ飯森高原駅、田の原遥拝所、田の原観光センター、田の原社務所、田の原山荘)	(5) 三ノ池から（二ノ池経由）覚明堂まで（二ノ池から(横道十字路経由)覚明堂上部までも含む）の入山者 → 黒沢口登山道入口又は王滝口登山道田の原方面へ避難 (緊急避難場所：二の池ヒュッテ、二ノ池山荘、石室山荘、女人堂、行場山荘、御岳ロープウェイ飯森高原駅、田の原遥拝所、田の原観光センター、田の原社務所、田の原山荘)
(7) 女人堂から（トラバース経由）三ノ池までの入山者 → 黒沢口登山道入口方面へ避難 (緊急避難場所：女人堂、行場山荘、御嶽ロープウェイ飯森高原駅)	(7) 女人堂から（トラバース経由）三ノ池までの入山者 → 黒沢口登山道入口方面へ避難 (緊急避難場所：女人堂、行場山荘、御岳ロープウェイ飯森高原駅)

御嶽山火山防災避難計画 新旧対照表

<

御嶽山火山防災避難計画 新旧対照表

旧						新																																																																																																																			
<資料編> P5 （会長の専決処分） 第 7 条 会長は、やむを得ない事由により、協議会を招集することができないときは、協議会 が処 理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。 P6 （追加） P7 国立大学法人名古屋大学大学院環境学研究科 教授 山岡 耕春 P25 剣ヶ峰二ノ池トラバス方面 P27 <table><tr><td rowspan="8">4</td><td>2</td><td>23</td><td>噴火警報発表 噴火警戒レベル 2 （警戒が必要な範囲 1 km）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>〃</td><td>〃</td><td>噴火警戒レベル 2 における警戒が必要な範囲 1 km の立入規制を実施</td><td>木曽町 王滝村 下呂市</td><td>災対法 63 条</td></tr><tr><td>4</td><td>18</td><td>噴火警報切替 噴火警戒レベル 2 （警戒が必要な範囲 1 km） ※想定火口変更（79-7 火口から地獄谷火口）に伴う</td><td></td><td></td></tr><tr><td>〃</td><td>〃</td><td>噴火警戒レベル 2 における警戒が必要な範囲 1 km の立入規制を実施 （立入規制範囲を地獄谷火口から 1 km に変更）</td><td>木曽町 王滝村 下呂市</td><td>災対法 63 条</td></tr><tr><td>6</td><td>23</td><td>噴火予報発表 噴火警戒レベル 1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>〃</td><td>〃</td><td>地獄谷火口から 500m の立入規制を実施</td><td>木曽町 王滝村 下呂市</td><td>災対法 63 条</td></tr><tr><td>7</td><td>1</td><td>黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限り、10 月 12 日まで立入規制を緩和</td><td>木曽町</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>10</td><td>王滝口登山道 9 合目避難小屋から王滝頂上までの登山道に限り、10 月 12 日まで立入規制を緩和</td><td>王滝村</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">5</td><td>7</td><td>1</td><td>黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限り、10 月 11 日まで立入規制を緩和</td><td>木曽町</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>10</td><td>王滝口登山道 9 合目避難小屋から王滝頂上までの登山道に限り、10 月 11 日まで立入規制を緩和</td><td>王滝村</td><td></td></tr></table>												4	2	23	噴火警報発表 噴火警戒レベル 2 （警戒が必要な範囲 1 km）			〃	〃	噴火警戒レベル 2 における警戒が必要な範囲 1 km の立入規制を実施	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条	4	18	噴火警報切替 噴火警戒レベル 2 （警戒が必要な範囲 1 km） ※想定火口変更（79-7 火口から地獄谷火口）に伴う			〃	〃	噴火警戒レベル 2 における警戒が必要な範囲 1 km の立入規制を実施 （立入規制範囲を地獄谷火口から 1 km に変更）	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条	6	23	噴火予報発表 噴火警戒レベル 1			〃	〃	地獄谷火口から 500m の立入規制を実施	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条	7	1	黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限り、10 月 12 日まで立入規制を緩和	木曽町		7	10	王滝口登山道 9 合目避難小屋から王滝頂上までの登山道に限り、10 月 12 日まで立入規制を緩和	王滝村		5	7	1	黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限り、10 月 11 日まで立入規制を緩和	木曽町		7	10	王滝口登山道 9 合目避難小屋から王滝頂上までの登山道に限り、10 月 11 日まで立入規制を緩和	王滝村		P5 （会長の専決処分） 第 7 条 会長は、やむを得ない事由により、協議会を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。 P6 附 則 この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。 P7 国立大学法人名古屋大学 名誉教授 山岡 耕春 P25 剣ヶ峰二ノ池トラバース方面 P27 <table><tr><td rowspan="8">4</td><td>2</td><td>23</td><td>噴火警報発表 噴火警戒レベル 2 （警戒が必要な範囲 1 km）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>〃</td><td>〃</td><td>噴火警戒レベル 2 における警戒が必要な範囲 1 km の立入規制を実施</td><td>木曽町 王滝村 下呂市</td><td>災対法 63 条</td></tr><tr><td>4</td><td>18</td><td>噴火警報切替 噴火警戒レベル 2 （警戒が必要な範囲 1 km） ※想定火口変更（79-7 火口から地獄谷火口）に伴う</td><td></td><td></td></tr><tr><td>〃</td><td>〃</td><td>噴火警戒レベル 2 における警戒が必要な範囲 1 km の立入規制を実施 （立入規制範囲を地獄谷火口から 1 km に変更）</td><td>木曽町 王滝村 下呂市</td><td>災対法 63 条</td></tr><tr><td>6</td><td>23</td><td>噴火予報発表 噴火警戒レベル 1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>〃</td><td>〃</td><td>地獄谷火口から 500m の立入規制を実施</td><td>木曽町 王滝村 下呂市</td><td>災対法 63 条</td></tr><tr><td>7</td><td>1</td><td>黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限り、10 月 12 日まで立入規制を緩和</td><td>木曽町</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>10</td><td>王滝口登山道田の原から王滝頂上までの登山道に限り、10 月 12 日まで立入規制を緩和</td><td>王滝村</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">5</td><td>7</td><td>1</td><td>黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限り、10 月 11 日まで立入規制を緩和</td><td>木曽町</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>10</td><td>王滝口登山道田の原から王滝頂上までの登山道に限り、10 月 11 日まで立入規制を緩和</td><td>王滝村</td><td></td></tr></table>						4	2	23	噴火警報発表 噴火警戒レベル 2 （警戒が必要な範囲 1 km）			〃	〃	噴火警戒レベル 2 における警戒が必要な範囲 1 km の立入規制を実施	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条	4	18	噴火警報切替 噴火警戒レベル 2 （警戒が必要な範囲 1 km） ※想定火口変更（79-7 火口から地獄谷火口）に伴う			〃	〃	噴火警戒レベル 2 における警戒が必要な範囲 1 km の立入規制を実施 （立入規制範囲を地獄谷火口から 1 km に変更）	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条	6	23	噴火予報発表 噴火警戒レベル 1			〃	〃	地獄谷火口から 500m の立入規制を実施	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条	7	1	黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限り、10 月 12 日まで立入規制を緩和	木曽町		7	10	王滝口登山道田の原から王滝頂上までの登山道に限り、10 月 12 日まで立入規制を緩和	王滝村		5	7	1	黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限り、10 月 11 日まで立入規制を緩和	木曽町		7	10	王滝口登山道田の原から王滝頂上までの登山道に限り、10 月 11 日まで立入規制を緩和	王滝村	
4	2	23	噴火警報発表 噴火警戒レベル 2 （警戒が必要な範囲 1 km）																																																																																																																						
	〃	〃	噴火警戒レベル 2 における警戒が必要な範囲 1 km の立入規制を実施	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条																																																																																																																				
	4	18	噴火警報切替 噴火警戒レベル 2 （警戒が必要な範囲 1 km） ※想定火口変更（79-7 火口から地獄谷火口）に伴う																																																																																																																						
	〃	〃	噴火警戒レベル 2 における警戒が必要な範囲 1 km の立入規制を実施 （立入規制範囲を地獄谷火口から 1 km に変更）	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条																																																																																																																				
	6	23	噴火予報発表 噴火警戒レベル 1																																																																																																																						
	〃	〃	地獄谷火口から 500m の立入規制を実施	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条																																																																																																																				
	7	1	黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限り、10 月 12 日まで立入規制を緩和	木曽町																																																																																																																					
	7	10	王滝口登山道 9 合目避難小屋から王滝頂上までの登山道に限り、10 月 12 日まで立入規制を緩和	王滝村																																																																																																																					
5	7	1	黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限り、10 月 11 日まで立入規制を緩和	木曽町																																																																																																																					
	7	10	王滝口登山道 9 合目避難小屋から王滝頂上までの登山道に限り、10 月 11 日まで立入規制を緩和	王滝村																																																																																																																					
4	2	23	噴火警報発表 噴火警戒レベル 2 （警戒が必要な範囲 1 km）																																																																																																																						
	〃	〃	噴火警戒レベル 2 における警戒が必要な範囲 1 km の立入規制を実施	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条																																																																																																																				
	4	18	噴火警報切替 噴火警戒レベル 2 （警戒が必要な範囲 1 km） ※想定火口変更（79-7 火口から地獄谷火口）に伴う																																																																																																																						
	〃	〃	噴火警戒レベル 2 における警戒が必要な範囲 1 km の立入規制を実施 （立入規制範囲を地獄谷火口から 1 km に変更）	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条																																																																																																																				
	6	23	噴火予報発表 噴火警戒レベル 1																																																																																																																						
	〃	〃	地獄谷火口から 500m の立入規制を実施	木曽町 王滝村 下呂市	災対法 63 条																																																																																																																				
	7	1	黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限り、10 月 12 日まで立入規制を緩和	木曽町																																																																																																																					
	7	10	王滝口登山道田の原から王滝頂上までの登山道に限り、10 月 12 日まで立入規制を緩和	王滝村																																																																																																																					
5	7	1	黒沢口登山道黒沢十字路から剣ヶ峰山頂までの登山道に限り、10 月 11 日まで立入規制を緩和	木曽町																																																																																																																					
	7	10	王滝口登山道田の原から王滝頂上までの登山道に限り、10 月 11 日まで立入規制を緩和	王滝村																																																																																																																					

